

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議の設置について（案）

平成 18 年 4 月 4 日

- 1 「構造改革特区の第 8 次提案に対する政府の対応方針」（平成 18 年 2 月 15 日構造改革特別区域推進本部決定）を踏まえ、漂流・漂着ゴミに関するより実効的な対策を政府として検討する体制を確立するため、漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、内閣府政策統括官（沖縄政策担当）、総務省大臣官房総括審議官、外務省大臣官房国際社会協力部長、水産庁次長、経済産業省産業技術環境局長、国土交通省河川局長、同港湾局長、気象庁次長、海上保安庁警備救難部長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長、同地球環境局長及び内閣官房構造改革特区推進室長とする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。
- 3 会議の運営は、環境省が国土交通省及び水産庁の協力を得て行う。
- 4 会議は、漂流・漂着ゴミ対策についての意見を求めるため、学識経験者等の出席を求めることができる。
- 5 会議に、関係課室の課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

(別紙)

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議 幹事会

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）

総務省自治行政局自治政策課長

外務省大臣官房国際社会協力部地球環境課長

水産庁増殖推進部漁場資源課長

経済産業省産業技術環境局環境政策課環境指導室長

国土交通省河川局砂防部保全課海岸室長

同 港湾局環境・技術課長

気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課長

海上保安庁警備救難部環境防災課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

同 地球環境局環境保全対策課長

内閣官房構造改革特区推進室参事官